

2-4. 給料からは何が引かれるの？

Q：どうなる？こんなトラブル！

- ・給料の額面額は同じなのに、毎月引かれる税金の額が同僚と違うのはなぜ？
- ・交通費には税金がかからないの？

A：これがルール！

- ・税金（所得税、地方税）や社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）、雇用保険の保険料の労働者負担分は、使用者が労働者の給料から差し引いて払うことが義務付けられています。その額は、その人の扶養家族の状況や年齢（介護保険）などによって異なります。
- ・交通費は原則として税金がかかりませんが、社会保険料の計算には算入されます。

■給料から差し引いてよいもの

使用者が、労働者の給料や賞与から、使用者が有している損賠賠償請求権などに基づいて一方的に控除をすることは、労働基準法第24条第1項により禁止されています。ただし、これには例外があって、税金と社会保険料、雇用保険料については、使用者がその額を給料から控除して納めることが義務付けられているため、従業員が望んだとしても控除しないことはできません。

また、税金や社会保険料以外であっても、社宅の家賃などは、あらかじめ労働者の個別の同意があれば賃金から控除することもできます。ただし、そのためには、使用者が、従業員の過半数組合ないし過半数代表者と、賃金控除を認める労使協定（賃金控除協定）を結んでいることも必要です。

■控除される税金と社会保険料の種類

給料から控除される税金は、この後に説明する「所得税」と「住民税」です。

また、社会保険料として控除されるものは、「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」の保険料です。

社会保険料は、所定労働時間が一定以上の被保険者になると控除されます。

「健康保険」については「7-1. パートタイマーも健康保険に入る」を、「厚生年金」については「7-2. 厚生年金は国民年金のプラスアルファ」を、「雇用保険」については「8-1. 仕事を辞めたらハローワークへ」を参照してください。

■所得税

その年の1月1日～12月31日の間に、その人が得た「所得」の合計に応じて、5～45%の所得税が徴収されます。また、その税額に2.1%の復興特別所得税が加算されます。

「所得」とは、収入金額から一定の基本的控除をした後の額をいい、給料の場合、その額が年間103万円以下の場合は、所得がゼロとなるため（基本的な控除だけを使う場合）、所得税はかかりません。

また、扶養している家族がいる場合などは、さらに控除を受けられるため、同じ収入でも、その人の家庭状況によって税額が異なることがあります。

所得税がかかる収入には様々な種類がありますが、毎月の給料については、使用者が給料の支払い時に社会保険料などの控除後の金額を基に、「税額表」で定められた税金額を控除して納付します（これを「源泉徴収」といいます）。

その1年間に1社だけから賃金を受け取っていた人は、年末に、その年の所得税額の過不足を調整することになっています（「年末調整」という）、年の途中で退職したときや、2か所以上で働いている複数就業者であるとき、給料の他にも収入があるとき、税金を減らせる事情があるときなどは、自分で「確定申告」をして、過不足を調整することになっています。

毎年あるいは仕事を辞めたときに渡される「源泉徴収票」は、確定申告のときに必要となる大事な書類です。大切に保管しましょう。

なお、通勤手当には原則として所得税はかかりませんが、通勤に必要な額を超えて支給されているものや、月15万円を超える部分には、所得税がかかります。

所得税について詳しく知りたいときは、国税庁のホームページを参照するか、最寄りの税務署に相談してください。

■住民税

住民税は、所得税と違って、「その前年」の所得に対して、原則10%（都道府県民税4%+市町村<特別区>民税6%）+ α で計算される税金を支払うことになっています。

この「+ α 」は、住んでいる市町村、特別区ごとに、若干異なります。継続的に給料を支払っている使用者は、従業員の給料から住民税を控除して納めることになっています。

住民税は、所得が一定額以下の人にはかからないほか、その人の住んでいる市町村、特別区の税額（その年の1月1日の住所地です。職場の所在地ではないことに注意してください）、扶養している家族の状況などで個人ごとに異なります。

住民税について詳しく知りたいときは、お住まいの市町村または特別区の住民税担当部署に相談してください。